

志賀原子力発電所2号機 タービン保管庫設置に係る 原子炉設置変更許可の申請について

平成21年8月17日
北陸電力株式会社

当社は、本日（8月17日）、「核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、志賀原子力発電所2号機におけるタービン保管庫の設置に係る原子炉設置変更許可を経済産業大臣に申請しましたので、お知らせいたします。

また、あわせて「志賀原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」に基づく事前の協議開始を石川県、志賀町に申し入れました。

当社は、平成18年7月に発生した志賀原子力発電所2号機の低圧タービン12段動翼損傷対策として、新翼を採用した低圧タービンを製作し、現在使用している低圧タービンと取替える（平成22年度 第3回定期検査時）こととしています。（平成20年9月26日お知らせ済み）

この取替えに伴い、取り外したタービンロータ等を貯蔵保管するタービン保管庫を志賀原子力発電所敷地内に新設するため、原子炉施設の変更の申請を行ったものです。

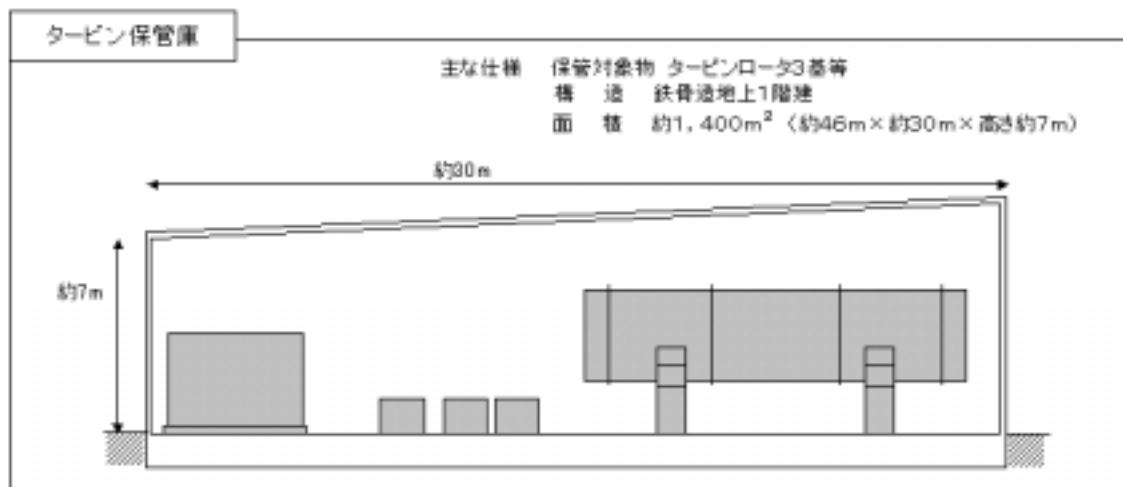
タービンロータ等は、保管容器に詰めてタービン保管庫で貯蔵保管します。

以 上

添付資料1：タービン保管庫の概要

添付資料2：タービン保管庫の設置場所

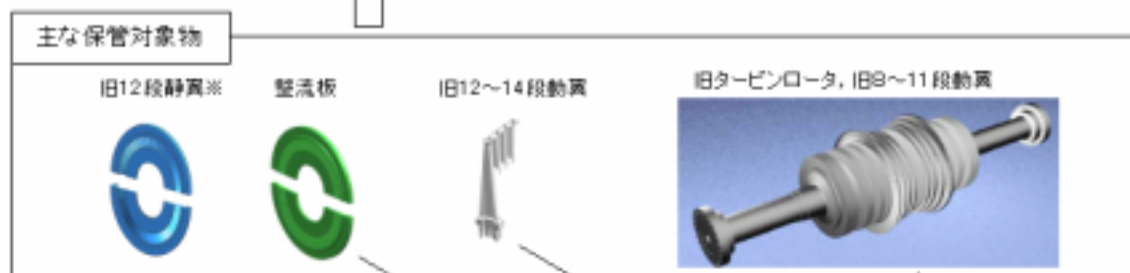
タービン保管庫の概要



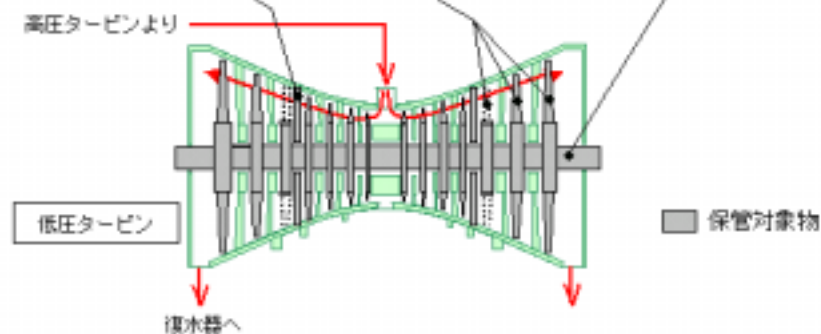
↑ タービン保管庫に貯蔵保管する。



↑ 放射性物質の散逸を防止するため保管容器に詰める。



※平成19年2月の整流板設置工事にて搬去済。



タービン保管庫の設置場所

